

IV ロースクールの歩みを振り返る

法務支援センターを閉じるにあたり実務家教員として考えたこと

法務支援センター教授（弁護士） 浅賀 哲

1 法科大学院教育

法務支援センターの前身である、愛知学院大学法科大学院は 2017（平成 17）年 4 月に開校された。

従前、法曹（裁判官、検察官、弁護士）養成は、多くは各大学の法学部出身者が旧司法試験を受験し、その後に、司法研修所にて修習するという過程を経ることにより、なされていた。ただ、（旧）司法試験の合格者の平均年齢が約 30 歳となり、その学習法も、基本書の精読、条文の素読、判例の熟読、択一問題の検討、毎週なされる答案練習会での答案の作成といった、知識の習得に偏ったものであった。受験生は、大学の図書館や予備校にて一日を過ごし、大学を卒業しても関わらず、就職もしないで、合格率が数%でいつ合格するとも分からぬ試験に挑んでいた。やや大げさにいえば、仙人、野武士のような集団であった。精神的にも、社会的にも大きなプレッシャーの下での受験であった。^{*1}

2004（平成 16）年に開始された法科大学院制度は、上記の旧司法試験の反省から法律実務教育を意識した教育内容となった。抽象的な法律議論をするのではなく、具体的な事件、事案に沿って法的解決をするものである。本学も、法科大学院設置の理念に忠実なカリキュラムを提供し、各授業とも実務を意識したレベルの授業であった。本学の法科大学院は、終始、教員と学生の双方向の授業であり、ソクラテスメソッドを採用した充実したものであった。

上記のとおり、大学院教員による授業は実務的にも有用であったが、規則的知識の体得が前提であった。学生のなかには、基礎学習が十分ではなく、条文や判例の基本的な学習が必要である学生が散見され、学生なりに精力的に取り組んでいたものの、学習領域が広かつたこともあり、苦戦をしているという実情もあった。この点は、法学部教育との関連も重要であるが、どのような基礎法学教育をするのか、法学部と法科大学院の教育連携はどうするのか等、検討課題である。法律学は、基本書・教科書の精読が重要なものの、これにかならずしも適した学生ばかりではないので、法学部の講義等の内容を反復できる、AV教材等を工夫することが必要であったかもしれない。

従前は法曹倫理、要件事実といった司法研修所する内容を、法科大学院においては、前倒しで教育し、私ども実務家教員が担当した。この点については、学生も実務のイメージがしにくい中での授業となつたが、学生は精力的に取り組み、一定の学習効果があつたものと考える。模擬裁判においても、学生が積極的に取り組み、実務の模擬体験をすることができた。ただ、法科大学院の後半は、学生数の減少からして、十分な配役等ができなかつたことが残念であった。

本学においては、少人数教育の利点を生かし、学生の進度に応じた親身な教育がなされ、学生と教員との間には、他大学と比してもより人間的な関係の下での、教育ができたとの認識でいる。

*1 「遊郭跡の司法試験研究室 ある司法浪人の記録」 奥田博昭著 社会思想社 1992 年出版
に詳しい

2 チューター制度

本学出身の合格者が、弁護士となった以降に、実務の多忙な中でも、夜遅く、または土日を中心いて、後輩である学生を献身的に指導をしていました。

司法試験の新作問題を自ら作成をして教育に臨む等、終始、精力的に取り組んでいた。また、司法試験における勘所を実践的に説明をするなど、学生の立場で、親身に接するチューターたちであった。司法試験の現場を知る者がゆえに、その言葉は金言となり、学生が合格した後には、学生がチューターとなり、後輩学生を指導するという、法曹輩出の好循環が本学に芽生えていた。

この間、チューターは、法曹実務の経験を伝えたりして、学生に刺激を与えて、法曹になる動機付けをしてくれていた。学生の経済的事情に配慮し、チューター自身の法律事務所でアルバイトをさせるなど、学生に常に寄り添った、温かい対応もなされていた。

3 大学による支援

奨学金制度、専用図書館、専用模擬法廷室、専用室・専用机の利用等において、学生にとって大変、恵まれた勉強環境であった^{*2}。試験直前には、学生のなかには24時間にわたり利用する者もいたと聞いている。

本学の法学部同窓会からも、学生は奨学金をいただいたり、毎年学生会館でなされた合格者祝賀会には、同窓会役員の方たちが毎回出席をして温かい激励をいただいた。

4 多数の法曹等が輩出されたこと

本学法科大学院から予備試験合格者も含め合計20名を超える法曹が輩出された。刑事事件において既に無罪判決を獲得した者、郷里の沖縄や岐阜の弁護士会で中心となって活躍する者、弁護士会の委員会等の公益活動を担う者、愛知県の各地域に根ざした活動をする者等、多くの新進気鋭の法曹が生まれた。

他方で、研究者となった者、司法書士、行政書士、歯科医師等の専門職として活躍する者、公務員、民間企業において活躍する者等、法科大学院教育を体現する多くの有意な人材を輩出することができた。

実務家教員においては、かつての教え子と一緒に事件に取り組んだり等もしており、当地の愛知県弁護士会においても、本学出身者は一定の存在感を示している。

5 今後の法曹教育についての試案

既に法科大学院72校中39校が募集を停止し、法科大学院を閉鎖するという異常事態となっており、本学も断腸の思いではあったが、2016（平成28）年に、残念ながらその一校となった。

この大きな要因は、法曹人口との折り合いがつかないままの見切り発車の制度設計にあったと認識するものである。この点については、法曹内部においても様々な認識や議論がある。私の理解によれば、当初の法科大学院出身者の80%以上の合格率、合格者3000名以上を目指すとした構想が、日本弁護士連合会、各地方弁護士会等からなされた、法曹人口の急激な増大に反対するとの強い意見表明により、結局、令和2年時点においても、合格率41.5%（合格者1421名）にとどまるよう、構想の変更が事実上なされたことが直接の原因の認識であるものである。

法科大学院に関与する立場からすれば、法科大学院に進学しながら、法曹となれない卒業学生

*2 2021年度法務支援センター要覧 愛知学院大学

がいるという事態は、法科大学院制度としての信頼にも関わる由々しき問題である。これは、まさに制度としての持続性に関わる重要問題であり、現在、大学院進学者が激減しているのはこの点が原因であるといわざるを得ない。加えて、本来の目的とは異なる予備試験合格者組が多数いて、現在、法科大学院教育は大きな曲がり角にある。

この解決については、2つのアプローチが考えられる。現在の合格者数を維持するというアプローチによるならば、法科大学院の入学者総定員を大幅に減らすというのがひとつの筋であろう。そのなかで、法科大学院教育を一層充実させ（卒業要件を厳格化するなども一つの方策である）、代わりに司法試験については合格率を大幅に上げて、法曹の質を維持するとともに、法科大学院制度の信頼を維持するというアプローチである。このアプローチによる場合、既存の大学院の再編等が不可欠となり、各県、各地区ごとに、例えば合同大学院などが模索されることとなるものと思われる。

2つ目のアプローチとしては、合格者数を3000人前後に増員したうえで、法科大学院を卒業した時点で、全面的な法律業務ができる弁護士とは異なる、一定の限定された新たな資格を付与するというはどうか。一定類型の法律事件について限定的な法曹資格を付与するというアプローチである。例えば、簡易裁判所での一定の事件、家庭裁判所での一定の事件、類型的な法律文書等の作成、チェック、類型的な法律相談等については、事後の研修、弁護士の監督・関与等も加味しながら、検討してみても良いのではないか。法律事務所においても、かかる資格、いわばパラリーガルとして活躍できる業務の配転、区分け等を今後工夫する必要があるのではないか。家庭裁判所においては、既に調停委員は法曹資格を持つ者とは限らないので、この拡張として、調停段階においては法科大学院卒業者においても代理人として出頭できる素地はあるのではないか。刑事事件においても、来たるべき被疑者取調べにおける立ち会い業務に、弁護士のみならず、上記資格者の立ち会いも一定類型の事件においては可能とすることも検討できるのではないか。近時、愛知県弁護士会にて導入が始まった、寄り添い弁護士制度における関与はどうであろうか。検討を始める時期が来ているとの認識である。

本問題は、法学部との関係もあり、法学部出身等の法律学の習得者が、公務員、民間企業の法務部等にいかにして活躍するようにするのか、という課題と共に問題意識である。

上記のとおり法科大学院制度の置かれた現状は、法曹の在り方、その養成方法が、関係者のかならずしも十分なコンセンサスがない中での、見切りスタートであったがゆえの混沌とした、悩ましきものといわざるを得ない。今なお、その答えは見つかっていない。2019（令和元）年6月から始まった、法学部、法科大学院を5年で終了できる「法曹コース」の試みも、その一つではある。市民が頼りとする法律家がリードする公正な社会の実現のために、それを担う人材をいかにして輩出するのか、法曹の養成として書類による試験に基づく選出が最適な方法なのか等が、改めて問われなければならない。

以上の記述は、あくまですべて個人的な見解であることをお断りし、本所感とさせていただきます。

多様な人材の輩出に貢献をした愛知学院大学法務研究科

法務支援センター特任教授（弁護士） 岩井羊一

1 私の関わり

愛知学院大学法務研究科には、実務家教員として最後の約2年半関わらせていただきました。そして法務支援センターに組織替してから5年の間、関わらせていただき、卒業生の支援などを担当しました。

それまで、私は、名古屋大学の法科大学院で刑事実務基礎の教科を3年間関わらせていただいたのと、労働法のスポット教員として関わったことがありました。しかし、通年、専任教員として関わり、はじめて法科大学院の制度自体に関わった感触を持ちました。

2 法科大学院制度への期待

司法改革により、法曹養成制度が大きくかわりました。弁護士、弁護士会の中でも法曹人口の適切な人数はどのくらいか、あわせて今も議論が続いています。

私は、新しい法科大学院の制度に期待していました。自分が司法試験を勉強していたときには、ひたすら基本書を読み、判例を読み、過去問を解き、司法試験の対策を行っていました。

しかし、法律の勉強をしているのに、実務のことはまったく知りませんでした。法廷に行つたこともほとんどありませんでした。司法修習生になって、はじめてこれまで勉強してきた法律の運用の実態を知りました。法律の知識は、司法試験に合格するために一定の程度まで習得したのですが、それを実務で活かすための知識はなかったのです。

法科大学院の教育はとても新鮮でした。もし法律を勉強しながら、実際の弁護士の話を聞き学ぶ機会があれば、その法律の具体的な意味が、基本書や判例を読むよりもっと具体的にイメージできるはずです。それにあわせて、研究科教員から、法律を基礎から応用まで、しっかりと指導を受ければ、法的知識も、早く深く身につきます。その知識が、法曹として活動するときにも活かされるはずです。また、実務家の話は、司法試験に合格した後に目指す法曹の姿を具体的にイメージできるはずです。受験テクニックを磨いて、機械的に法律を学んだ人よりも、きっとよりよい法曹になるはずです。

弁護士の場合で言えば、弁護士は、弁護士法第1条1項に「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」とあるように人権の擁護と社会正義の実現を使命としていることを理解していかなければなりません。そして、同条2項に「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」とあります。ですから、仕事自体も、あるいは直接の事件処理についてもここから導かれる誠実義務がありますし、事件の処理以外にも弁護士会の活動等を通じ社会秩序の維持や法律制度の改善に努力する必要があります。このような弁護士の在り方はもちろん司法修習でも学びますが、弁護士を目指す人に知っておいてもらいたいことなのです。

3 愛知学院大学の法務研究科の意義

愛知学院大学の法務研究科を担当するときには、すでに学生数が少なくなっていました。摸擬裁判など、一定の人数が必要な科目がやりにくい状況にあったことは残念でした。しかし、学生1人1人が、法曹になりたいという気持ちで、熱心に学んでいる姿に感心しました。愛知学院大学の法務研究科の学生には、法曹になって、それぞれ自分の思うような活動をしたいという熱意があり、かつ個性豊かな方ばかりでした。さまざまな人生のバックボーンを持った人がいました。それが素晴らしいことだと思いました。

そして、実際に愛知学院大学法務研究科の卒業生の弁護士も、それぞれの分野で個性を活かして、活躍をしています。これまでの社会経験を活かした活動もしています。これらの多様な人材を輩出することができたのも愛知学院大の法務研究科があったからだと感じます。志を持って、法曹を目指す学生を手厚く援助し、法曹を養成しようとする愛知学院大学の法務研究科には、大きな意義があったと思います。

これからもそう言えるように、愛知学院大学法務研究科出身の弁護士は、ますます研鑽を積み、活躍して欲しいと願っています。

4 法科大学院制度の課題

法科大学院では、従前司法修習で行われてきたことを前倒しで行うことも意図されていました。しかし、その試みは、成功していません。

司法研修所で行うような実務教育や記録を元にする事実認定や書面の起案は、やはり司法試験に合格してからではないと意義を感じてとりくむことができません。また、基本的な知識が不十分のまま、実務的な起案をしても、法律面でも、実務面でも中途半端になり、正しい知識を身につけることができません。司法試験の合格者が3000人に達することはなかったのだから、修習期間をもう少し延ばして、司法試験に合格してから実務の訓練する時間を取りれるようにしたほうが良いと考えます。

また、司法試験と法科大学院の教育はもっと密接に関連しても良いのではないかと考えます。法科大学院で司法試験の指導をしてはいけないと規制した結果、結局予備校にも通う者もでており、司法改革前と変わらない状況が生じています。法科大学院と予備校がそれぞれの利点を生かしてして試験対策を含めた教育を行ったほうが合理的だと思います。

司法試験は、予備試験から合格する人が増えています。予備試験は、もともと、経済的に法科大学院に行くことができない者への救済措置であったはずが、合格への最短コースでかつエリートコースになっています。司法試験の問題も、徐々に昔の試験のようになります。このままでは法科大学院の必要性が乏しくなります。司法試験の制度をもう少し工夫することはできないのか、と思います。

さらに、法科大学院の負担を感じて、法曹を目指す人が全体として少なくなっています。これでは、法科大学院の良さも發揮できません。愛知学院大学は、学生の経済的負担を減らし、最大限努力をしてきましたが、これは一大学の努力だけではなんともならないことです。もっとも、法曹を目指す人が少なくなったのは法科大学院の制度よりも、急激に人数が増加

し、弁護士が、就職難になり、所得も減少したことが原因のように思います。現在、法曹人口の増加率も減少し、就職難も解消しつつある状況があります。また、弁護士の所得も、2010年と2020年を比較すると大幅に減少していますが、2014年、2018年と比べると回復傾向にあるという最近の調査の結果もあります（自由と正義72巻8号100頁）。これから弁護士の経済状況や業務の状況が改善されれば、法曹を目指す者も増加し、法科大学院の本来の良さも発揮されるのではないかと期待しています。

5 実務科教員として

実務家からみると、研究者教員の先生方の知識の量や理論面は、とても追いつかないものがあります。あらためて本当に勉強になります。いっぽうで、実際の弁護士が、どのように実務を行っているか研究者教員の先生方は、ご存じないところもあるのではないかでしょうか。実務家と研究者が一緒に教育、研究を行うことができれば日本の法学はもっと発展するのではないかと思います。

6 最後に

法務研究科が募集停止になったことは残念でした。しかし、愛知学院大学の法務研究科がその卒業生から弁護士を輩出したことは、法曹界に多様な人材を送り出すことに貢献したのではないかと感じています。従前の硬直した司法試験の制度を改善し、あたらしい法曹養成制度を作り出そうとした司法改革の目的、特に多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるという目的を具体化することができたのではないかと考えています。愛知学院大学の法務研究科は募集を停止しました。しかし、愛知学院大学法務研究科の取り組んだことが残された他の法科大学院のこれからに生かされ発展するものと信じたいです。

愛知学院大学法科大学院の12年を振り返って

法務支援センター教授 高橋 洋

はじめに

本学法科大学院の発足時に本学に赴任し、その教育に携わった者として、本学法科大学院が閉校され、さらに修了生で司法試験受験資格を持つ者がいなくなるという時点で、若干の感想を記しておきたい。

1 日本における法曹養成の全体構造の中での法科大学院

周知のように法科大学院制度はアメリカの制度を模したものである。そこから日本的な法曹養成の在り方を（長期的には）作り上げていくという計画であったと思われるが、アメリカとの違いは顕著である。

第一に、日本には多くの法学部が存在し、学部の段階で法学を学ぶ学生が少なからず存在する、ということである。そうすると法科大学院に入学してくる時点で、法学部の卒業生とそれ以外の学部の卒業生とで、法学の知識において、大きな差が生じているということである。そのためには法科大学院の課程を法学既修者の課程と法学未修者の課程に分けることが行われたのであるが、それでも未修課程に法学部卒業生が入学してくることは避けられず、そこで学生間の進度差は大きなものがあったように思われる。そのことは、講義の進度などにも一定の影響を及ぼしたように思われる。また、旧司法試験から新司法試験への過渡期にあって、旧試験受験経験者が一定数存在したから、その点でも学生間の知識の差は大きかった。ただし、我々の目から見て、旧試験の受験対策が新司法試験にも役立つかといえば、必ずしもそうは言えず、かえって答案の書き方などにおいて旧試験の癖が抜けきれずに悪戦苦闘する学生も少なくなかったように思う。

第二に、アメリカの法科大学院の学習の重点は、コモン・ローの法原理・原則をしっかりと理解することにおかれ、そのため連邦裁判所の判例にその学習の中心が置かれているといわれている。しかし、弁護士試験は各州ごとに実施されるものであり、そのため各州の州法という、ロースクールの講義内容とは異なる分野の出題があり、そのための受験予備校もあるという。ここでは、ロースクールの授業と司法（弁護士）試験が切り離されていて、ロースクールの授業が司法試験をほとんど常に意識せざるを得ない日本とは事情が異なる。つまりロースクールを修了するためにロースクールの授業に集中することが求められ、ロースクールが各州の弁護士試験の対策をするようなことにはなっていない。しかし、日本の制度では、司法試験が各ロースクールの第二次修了試験のような内容となっていて、結果的に逆にロースクールが司法試験を意識せざるを得ないということになっている。つまり、ロースクールは司法試験の受験予備校化せざるを得ない制度となっている。そのことが実務系科目が設置されながらも、軽視されがちな傾向を生み出すことになる。

また、司法試験が資格試験なのか、競争試験なのかでその性格はかなり違ってくること思われるが、日本では司法研修所の収容能力や、弁護士の適正規模などを理由とする合格者の上限規制

が实际上存在し、結局競争試験の性格が強いものとなっている。そのこともまた、アメリカとの違いとして無視できないものであろう。

さらにここに予備試験という、2年ないし3年制の法科大学院による法曹養成という理念を突き崩す制度が導入された。それは、年齢制限も学部卒業要件もなく、法科大学院をまるごと否定するかのようなものである。

2 本学法科大学院の特徴

1) ユーブンクについて

その発足にあたって本学が工夫として採用した方策の一つが、1年次の基礎科目について、1コマの講義に1コマのユーブンクと称する時間を設定したことである。その趣旨は、未修コースに入学してくる学生に対して、1コマの講義では説明しきれない内容（主には判例）を取り上げ、あるいは学生からの質問に対応する、ということであった。そしてこのユーブンクを事実上必修として学生たちに出席を求めた。つまり、この基礎科目については、2コマ×15回で2単位という、通常の講義科目よりも受講時間が倍も多いということになった。この点については、様々な問題があった。一つは、単純に時間が多い、ということに対する批判あるいは不満である。学生は多くの科目を履修しなければならず、自習時間が削られることに対する不満があった。もう一つは、ユーブンクの内容について、ロースクールとしての方針の煮詰め方が不十分であったように思われる。各担当教員によって対応が異なり、ユーブンクのねらい 자체が学生に伝わらなかつたのかもしれない。結局ユーブンクは学外評価における指摘もあって、早々に廃止された。

今から振り返ると、こうした時間が設けられたのは、未修者に対する配慮ということ以外にも、そもそも法科大学院の授業形態は、従来の講義形式（教員が講壇からしゃべって、それを学生がノートする）ではなく、アメリカ型のソクラテス方式の授業が唱道されていたから、何らかの授業形態上の工夫が求められていたのは確かである。また、憲法をはじめ、司法試験論文式試験で判例の引用を求められることが明らかとなり、それについて授業で取り上げるのに、正規の授業時間では時間が足りないということもあったように思われる。

2) 学習環境

学生のために1部屋8名を基本とし、24時間利用可能な個別学習室、法科大学院専用の図書室、学外データベース（当初は第一法規社の提供するもの、その後TKC社のものとLIC社の二社のもの。その他に第一法規社のデータベースは現在でも図書館情報センターを通じて利用可能、そして名古屋大学中心に運営されている学習ソフト「学ぶ君」も利用できた）を使うためのPCの設備（PC教室に40台と、さらに個別学習室にも各1台配置）などが準備された。これらは他の法科大学院と比べてもそれほど遜色はなかったと思われる。ただ教室にはPC利用の条件がなく（個別電源、学内LANへの接続ポイントがなく、無線LANもなかった）、他大学と比べ、授業時間中のノートパソコンやタブレットの利用で遅れをとることとなった。ただしそれが司法試験の合格率に直接反映したわけではないと思われる。

3) テューター制度

司法試験の合格に大きく影響を及ぼすのが、司法試験を実際に受験し、合格した、成功体験を有する先輩からの指導の有無であろう。その点で、本学は法科大学院発足前のOB弁護士が少なく、こうした先輩の指導を受けるという点では体勢が十分ではなかった。そのため、OB以外の弁護士の助力を頼むこととし、発足時から数名の弁護士に依頼を行った。最初の2年間は、どのような援助をお願いするかについて明確な指針がなく、週に1度、輪番でお一人に大学に来てもらい、一コマだけ待機してもらい、学生が質問に行くということにした。しかし、あまり利用者は多くはなく、ただ来ていただくというのにとどまった。

こうした状況の改善に取りかかったのは、ようやく学生が最終学年になり、授業負担が減り、それとともに司法試験準備を本格的に進めなければならない、という年になってからである。具体的には答案練習をしていただくことになったのであるが、問題の準備、添削、授業などでそれぞれ問題を抱えていた。当時はまだ過去問の蓄積も乏しく、答案練習も独自の問題作成から考えなければならない、というところから始まり、添削する担当弁護士も旧試験と異なる問題形式(一行問題から事案問題、しかも憲法でいえば、当事者の立場からの主張と、自己の見解(裁判官)の展開という、立場の違いを前提とした書き分けが求められる)の違いから、担当者の負担はおおきかったように思われる。そのため、出題が教員に求められたりしたこともある。

こうした時期を経過して徐々に新司法試験に合格した弁護士へと、チューター層も変化し、本学OBのみによるチューター団の編成が可能となるまでにはかなりの時間がかかった。こうした本学法科大学院開設間もない時期に、忙しい本務の合間に縫って本学学生に対する指導に当たつていただいた先生方には、厚く感謝したい。

4) 法学部及び他学部との連携

本学法科大学院の授業にあたっては、本学法学部や他学部の所属教員に多くの科目を御担当いただき、ご協力をいただいた。とりわけ、宗教学や心理学、そして法歯学など、そして法学では宗教法や少年法などの特色ある科目の設置は、法科大学院専任教員以外の方々の協力なしには実現できなかつた。また実務科目を中心に学外の多くの弁護士等の実務家教員の先生方にお世話になった。これらの方々に厚く御礼申し上げたい。

5) 司法試験受験予備校との「連携」

この点についても、若干記しておかなければならぬだろう。

本学法科大学院は、発足当初、法科大学院がそれ自体司法試験受験予備校化しないように注意するとともに、外部の受験予備校との連携については抑制的であった。しかし初年度入学者が3年生になる頃から、司法試験の受験準備の不備が目立つようになってきた。そのため、本学キャリアセンターと協議し、同センターの開設科目として受験予備校の講座を設置していただくことにした。

しかし、こうした措置によっても、本学修了生の初年度の司法試験は合格者がなく、大きなショックをもたらした。そのため、修了生や在学生に受験予備校の主催する模擬試験等への参加を

促すこととなった。そのような措置が司法試験合格にどれほどの効果をあげたのかは検証が不十分であるが、模試の成績等を見ている限りでは、模試で優秀な成績を上げていなければ合格はおぼつかないが、模試の成績だけで合格が保障されるものではないことも、明らかである。

こうした連携は、本来の在り方とは相容れないものであるが、試験が一種の受験技術を要するものである以上、それに特化した教育（？）機関が登場することは避けがたい。

3 17年振り返って

この17年に多くの時間や労力を割きながらも、十分な教育や指導ができたかどうか、顧みて忸怩たるものがある。司法試験を経験していない者が講義やゼミを行う以上、司法試験との関係で多くの齟齬が生じることはやむを得ないこととはいえ、もう少し細やかな指導ができなかつたものかと悔やまる。時間を経るにしたがって教員の練度が高まってきたようにも感じるが、対象となる学生の激減もあり、なかなか成果に結びつけることは難しかった。こうした教員側の感慨はともかく、この17年の間に合格して弁護士として巣立っていった者が22名おり、彼らの法曹としての活躍を期待するとともに、法曹とは異なる領域で頑張っている修了生諸氏の活躍を祈る次第である。

愛知学院大学大学院法務研究科における法曹教育を振り返る

法務支援センター教授 田中 淳子

1 法科大学院における法曹教育

私は、本法科大学院へは、設立の2年後である2008年度（平成20年度）より民法担当として前任の愛媛大学・香川大学連合法科大学院より転任してきた。初年度の担当は、契約法、不法行為法、民法演習を担当した。これらの科目は、わたくしの大学院の指導教授である湯浅道男愛知学院大学名誉教授（当時、本研究科長）が本学を退任されることによる後任人事であった。当時の法科大学院には、米倉明東京大学名誉教授をはじめ、右近健男岡山大学名誉教授、石川明慶応大学名誉教授等、素晴らしい研究者教員が専任教員として民事法を担当されており、母校でなければこのような人事はなかったであろう。その後は、それぞれの先生方が順次退任されていくため、2009年度（平成21年度）より、物権法、法情報調査を、2011年度（平成24年度）より、担保法、民法応用演習、2012年度（平成25年度）より、民法総論を担当した。この間も、民事法では、不法行為の田上富信関西大学名誉教授、家族法の山口純夫甲南大学教授といった素晴らしい研究者の先生方と一緒に大学院教育の一旦を担うことができたことは、私にとってだけでなく、当時の学生や研修生にとってこの上ない充実した、信頼できる教育環境であったといえる。

2 二つの試練

本法科大学は、設立当初より苦難、試練の連続であった。第一の試練は、法科大学院設置申請が躊躇、一年遅れでスタートを切ったこと。本学の開学100周年を記念する年でもあったその年に「設置不可」となったことは、当時の学長である小出忠孝先生はもちろん、設置に全身全霊をかけた湯浅道男愛知学院大学名誉教授、そしてなにより、大学にとって大きな衝撃となった。再度の設置申請のための人事補充等に日夜奔走され、憔悴しきった湯浅教授の姿は今も脳裏に焼き付いている。そして、その甲斐あって次年度、悲願の設置が承認されることとなった。しかし、一年遅れて船出したため、日本で一番小さな法科大学院はその後も大きな問題に直面する。

そして、第二の試練は、その後まもなく訪れた。最初の修了生が受験した新司法試験第3回試験（平成20年度（2008年度））では、合格者がゼロであった。いわゆる「ゼロショック」である。本学以外にも2校の法科大学院が合格者ゼロであったが、第一のショックの負のイメージを払拭できないうちに、第二のショックが発生したため、大学の内外からの厳しい批判が一層強く向かれた。

3 「合格者」を出すために

ゼロショック後、学生たちに大きな動搖が起つた。そこで、当時の研究科長であった芹田健太郎神戸大学名誉教授により、「まず、学生たちの話を聞こう」と提案があり、学生教員協議会を開催した。学生たちからは、涙ながらに「試験との関係を強く意識した講義を」との希望があり、急ぎカリキュラムを変更した。基本科目について特に力をつけ、鍛えるため、習得すべき内容に

ついて、「基礎」、「応用」、「発展」に段階的に区分し、それぞれの講義の目的、内容にあった講義の手法をそれぞれの担当教員が工夫しながら担当する等教育改革を進めていった。そして、なんとしても学生との約束を実現し、「合格者を出す」ことをめざし、それまでタブーとされていた予備校との連携についても、学生の利益を最優先に考え、学習支援システムの一つとして用意した。

その成果もあって、次の年には、合格者が3名誕生した。合格発表当日、合格者「3名」との法務省からの連絡に研究科の教職員は一同、声を出して喜んだ。学生たちも、仲間の合格に刺激を受けた。そして、合格祝賀会の挨拶のさい、小出学長は「よかったです、本当によかったです。みながんばってくれてありがとう」と心から労ってくださった。そして、司法試験合格者に対し、特別奨励賞を創設してくださり、開学記念日に大講堂の壇上で直接授与してくださった。本法科大学が始まって、初めての合格者によって、本大学院の教育力が証明されたこと、それを学生たち自らがもたらしてくれたことに心から感謝した瞬間であった。このような喜びは2018年まで続いた。しかし、入学者数の激減により募集停止となり、その後、法務研究科は、受験資格を有する研修生の学習支援を行う組織（法務支援センター）へと変わることになった。そのような中でも、合格者を輩出し続けることができたことは、大学はもちろん、本学出身の弁護士チューター、そして関係する教職員みなさんのお理解とご支援があったからである。心より厚く御礼申し上げたい。

4 法務支援センターにおける法務支援

2017年度（平成29年度）より、スタートした法務支援センターは、①受験資格を有する研修生の合格に向けた学修支援、及び、②地域社会に向けた法務支援を担うため数々の試みを企画、実施してきた。詳細は、「法務支援センター報告書」（2017年度～2021年度版）で確認することができるが、まず、学内の学生、教職員、卒業生、日進市民、連携先等からの無料法律相談所の活動である。

本大学と包括協定を締結している日進市とは、市民向け公開講座（春・秋各15回）はリピーターがほとんどであり、「もっと話の時間を長くしてほしい」との要望もあるくらいだ。また、法教育のための「おや子でロースクール」（年一回）は小学生の親子とともに裁判員裁判制度を考える人気の事業だ。こちらも、リピーターが多く、参加後のアンケートで、「来年は、弟が参加したいといっています」、「昨年参加したことで、学校のクラスでも子供が積極的に発言するようになったと担任の先生から言われました」、「うちの子が『弁護士になりたい』といっています」等、法律学が身近であり、それを学ぶことがむつかしいというより「楽しい」と感じもらっていることを現場でもアンケートでも実感している。日常的には、日進市の複数の部局から、法務相談、職員教育の相談等が来る。法務支援の重要性が高いことが良く理解できる。大学との連携については、まず、中部大学との連携事業の充実があげられる。年に二回、中部大学の学生たちの組織「コモンズサポーター」が希望する法律問題を選び、その解決について学生、教職員のみなさんと一緒に検討する「法律カフェ」だ。コロナ禍であっても、工夫しながら実施し、学びを継続する機会を持つことの重要性を感じている。それ以外にも、法律相談、法務相談についても日常的に対応できている。連携活動は、信頼関係に基づけられるものであることが理解できる。その他、早稲田大学大学院法務研究科との包括協定では、「法曹への道」と題し、進路説明会を実施している。本学の学生はもちろん、ロースクールが閉じられ、予備校も減少したため、重要な

進路情報が東海地方（愛知、三重、岐阜、静岡）でも入手することがむつかしい。そのような環境を鑑み、東海地方で法曹を希望する学生向けに、大学の垣根を超えて、早稲田大学の現役のロースクールの教員から直接、最新の法科大学院情報、司法試験情報等を聞き、直接質問ができる場を本センターが提供する社会的意義は少なくない。本進路説明会の参加者から、ロースクールに進学、あるいは予備試験を受験し、見事法曹になる日がおとずれることを信じている。その他にも、愛商連・名商連向けに法情報を月1回「AGULS」（法律コラム）を提供している。全教員、弁護士チューターたちにより、トピックな法律の話題を専門的視点で分析解説する読物である。北区、津島市の市民向け公開講座も長く担当している。こちらもリピーターが多い。

5 社会連携としての「法務支援」へ

2022年3月末日をもって、「法務支援センター」は独立したセンターから「社会連携センター」の中に移管されることが理事会において決定された。このことが、法科大学院が存在していた事実、その業務を引き継いだ法務支援センターの活動事実自体を否定するものではないと確信している。22名の弁護士の誕生、法律専門職として、活躍しなによりも本学、本センターへの取り組みへの献身的なかかわり方をみれば、法科大学院教育、法務支援活動がいかに高い意義を有していたかを実感することができる。この点については、本学学長はじめ、理事のみなさんも一定の評価をしてくださり、「大学の第三の柱」として、社会貢献としての法務支援活動の継続を認めてくださった。このことを励みに、これまで以上に、法的な専門性を活かし、地域・社会の課題を発見し、解決策を検討しながら、具体的な活動に結びつけられるよう努力していくことを誓いたい。

法科大学院の思い出

法務支援センター教授 初川 満

私は、芹田健太郎先生の後任として、2014年4月に着任致しました。専門は、国際法及び国際人権法です。それまでは学部生を主に教えておりましたので、法科大学院での教育に不安と期待を抱いておりました。ところが、国際法関連科目が司法試験科目から外れた上に、法科大学院自体の廃止が決まりました。その為、大学院の3年間と法務支援センターの5年間に直接講義で接することの出来ました学生諸君は、数名に過ぎませんでした。その点では、在職中殆ど貢献出来なかつたと忸怩たる思いです。

在職期間が短く接した学生も少ない私には、法科大学院について語る資格は無いのですが、本大学院が素晴らしい業績を残したのは、学生諸君の努力と先生方の熱意の賜物と思います。

なお、遠距離通勤の私無事職務を全う出来ましたのは、鈴木元事務長そして長期間一人で事務を切り盛りしてこられた唐澤さんの御助力があったからこそです。ここに、大いなる謝意を記させて頂きます。

ロースクールの教育を振り返って

法務支援センター教授 服部育生

つい数年前まで愛知学院大学にも法科大学院が存在していたが、今、法科大学院という言葉を聞くと、数十年前の出来事であったような印象を受ける。それだけ遠い過去の話のように感じられてしまうことを示している。

法科大学院が開設された初年度の授業開始に当たり、法科大学院の学生は法曹資格取得を目指して入学してくるので、目的意識が高く、授業内容についても注文が多いであろうことが十分予想された。そこで教員達の側でも、授業の内容及び実施方法について、それぞれ十分に準備し工夫を凝らした。また授業改善の研究会等も繰り返された。

授業準備に多くのエネルギーと時間を費やしたわけであるが、学生からは、授業アンケート等において、多数の科目について「この授業内容では、司法試験に合格できない」といった内容の書き込みが多数見られた。

そこで教員サイドでも、授業改善のための話し合いが繰り返された。平成25年頃からは、混乱が落ち着き、授業も安定軌道に乗り始めた。その意味において、平成29年における法務研究科の終了については、現在から見れば、残念さ及び寂しさが強く感じられる。当時、学生たちからの要求に如何に対処すべきかにつき、大いに苦労させられたが、そこでの改善の工夫が、現在、我々が教科書や論文を執筆する際に「改善」のヒントとなることがあり、現在でも役に立っている。

当時の状況については、極めて忙しく苦労が多いという思いが残る一方、そこでの経験が現在の執筆活動に役立っている側面も一部にあることから、「感謝の気持ち」すら存在している。

